

京都市交通局発注工事の入札における違算に関するガイドライン

京都市交通局発注の競争入札における公平性を確保するため、違算が判明した場合の取扱いは、原則として、判明した時期に応じ、次のとおりとする。ただし、個別の入札の違算内容や工事内容、発注方法等を踏まえ、公平性の確保の観点から、その取扱いをその都度、慎重に検討するものとする。

なお、違算とは、設計図書における単価の適用、数量等による設計金額の誤りをいう。

- 1 入札公告日から入札期間の初日の前日まで
入札を取り消す。ただし、入札参加者に対し、入札に当たっての違算の取扱いを通知することにより、入札の公平性が確保できる場合は、入札を続行することがある。
- 2 入札期間中
入札を取り消す。ただし、違算の内容が落札決定に影響がない場合は、入札を続行することがある。
- 3 開札日から契約締結前まで
入札を取り消す。ただし、違算の内容が落札決定に影響がない場合は、入札を続行することがある。
- 4 契約締結後
契約者と協議のうえ、必要な変更契約手続を行う。ただし、契約の変更で生じる影響、受注者の履行状況等を踏まえ、契約を解除することがある。
- 5 公表
違算により入札を取り消し、又は契約を解除した場合は、京都市交通局ホームページ契約のご案内「お知らせ」にその旨を公表する。